2022年度

事業計画書

2022年4月 1日から2023年3月31日まで

公益財団法人 東亜総研

目 次

(2022年度事業計画書)

| 基本認識 | 1 |
|-------------------|---|
| 基本方針 | 2 |
| I. 公益目的事業 | |
| 公益目的事業 1 | |
| (1)定例セミナー・特別フォーラム | 2 |
| (2)相談・助言事業2・3・ | 4 |
| (3)国際交流等推進事業 | 4 |
| 公益目的事業 2 | |
| 外国人技能実習生受入れ事業 | 5 |
| Ⅱ.収益事業 | |
| 収益事業 1 6・7・ | 8 |
| 収益事業 2 | 8 |
| Ⅲ.法人管理 | 9 |

【基本認識】

2年以上にわたり世界に深刻な影響を与えている新型コロナウイルス感染症は若干収束の 気配を見せておりますが、収束しても決して元の世界には戻らないと考えております。その ため、アフターコロナの時代に適応した活動に切り替えをはかっていきます。

2021年度もコロナ禍で当財団も大きな影響を受けました。本年も中国遼寧省開原市からの修学旅行の第4次から第9次はさらに延期となり、一日も早い再開を日中双方において 模索しているところであります。

技能実習生の監理団体業務においても、実習生の入国が約2年間ストップしておりました。また技能実習修了者の帰国困難という事態も発生し、在留資格変更などの対応に追われました。

昨年度に引き続き、大変厳しい状況ではありましたが、監理団体としての責務を果たすべく、受入機関への指導と技能実習生の保護にあたって参りました。

2022年3月、世界的なオミクロン株の感染拡大で止まっていた外国人材の入国が再開されました。当財団におきましても4月から待ちに待った技能実習生達が入国する予定ですので、万全の体制を整えて受入れを行います。

当財団は、日本の国柄を守り「共存共栄のアジア新時代」をめざし、積極的に活動して参ります。「グローバル人材共生社会」の環境整備のため、当財団は既に、職員の3割が外国人材で構成されており、今後も国内外を区別することなく、才能ある人材を採用していきます。

「定例セミナー」「相談・助言事業」等の公益事業においては「人材育成」「人材確保」 「国際貢献」を基本目的として事業に取り組んで参ります。

なお、2021年度は、変更認定申請が2度にわたり遅延するという公益法人としてあるまじき事態を引き起こしました。その真の原因を追究するとともに2度とそのような事態が起きないための再発防止策を理事会で審議し、報告書として提出するよう内閣府より指導を受けました。再発防止策(財団改革)の報告書の内容は第Ⅲ章法人管理の次に掲げました。確実に実行し、このような事態が2度と起きないようにいたします。

【基本方針】

2022年度の事業計画を、I.公益目的事業、II.収益事業、及びⅢ.法人管理について以下のとおりまとめました。

I. 公益目的事業

【公益目的事業 1】

「ベトナム国等東アジア各国との相互理解の促進を図ることを目的とする事業」

(1) 定例セミナー・特別フォーラム

残念ながら2021年度はコロナ禍のため事業を推進できませんでした。2022年度は、公益目的事業として、設立当初より取り組んで参りました当事業について、アジアの国・地域の政治、経済、外交、文化などをテーマに継続して事業を推進し、オンラインも含めたセミナー並びにフォーラムを実施いたします。

開催時期については四半期に一度(年に4回程度)の実施を予定し、財団の趣旨や「日本の国柄を考える」をテーマに講師を選び、賛助会員の皆様や一般の方々が興味や関心を寄せていただける内容や構成に配慮し、日本とアジアの国々との友好と相互理解に努めて参ります。

なお、セミナーの内容は、「東亜通信」やホームページを通じて賛助会員や関係者へ発信 し拡充に努めて参ります。

(2)相談・助言事業

当財団は、様々な対話や事業を通じて相互の信頼関係を構築し、他国の問題も自らの問題と自覚し、日本の持てる力を日本とアジアのために発揮し、アジアの民生向上と経済発展に寄与し、それらの活動によって国と国の友好関係を強め、アジアの安定及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的に設立されました。

この精神に基づき、日本とベトナム、モンゴル等アジアの国々と技術・サービス・ノウハウ・文化等の相互理解及び交流に資するプラットフォームとなるべく、本事業を実施しております。これは日本とアジア諸国の将来の発展に寄与することをめざすものであります。

相談・助言の対象者は非営利セクター、特に公益社団・財団法人、NPO法人、学校法人、社会福祉法人、地域団体、ボランティア団体を中心に、行政機関・地方公共団体など不特定多数といたします。

当該事業を通じ、海外との関係構築の術を持たない相談者を手助けする水先案内人として、多岐にわたる交流と促進を醸成し、日本とアジア諸国との連携交流、協力関係の構築に努めて参ります。

当財団の助言及び協力により「日越大学構想の具体化」、「日越大学の学部開設」、「北海道ベトナム交流協会」の本部ならびに支部の設立、「北海道モンゴル経済交流促進調査会」の設立及び中国遼寧省教育基金会との「教育・福祉・文化交流」に関する覚書が締結され成果を挙げております。

また、VNFU(ベトナム農民協会)とは「食と農と村づくり」に関する貢献を目的に覚書を締結しており連携し協力を継続しております。

これらの相談・助言事業については、対価を徴収しないこととしておりますが、実施事業 の内容により適正な実費相当額を収受する場合もあります。

(i) ジャパン ベトナム フェスティバル実行委員会

第8回は2023年春に開催を予定しております。ベトナムでの開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じ、日本とベトナムを結び、日本ではオンライン(テレビやインターネット)で開催する可能性もあります。今まで以上に日越両国の教育・文化、観光・福祉、経済・産業などの交流に注力したイベントとなるよう助言及び協力を行って参ります。

(ii) 北海道ベトナム交流協会

本交流協会は、2016年3月2日に経済・文化・学術・スポーツ・観光・人的交流を通じて、北海道とベトナムの相互理解と友好協力関係を深め、北海道の活性化とともに可能性に富んだベトナムの未来に貢献することを目的とし、その実現のために設立され当財団の武部会長が会長に就任しております。

現在10支部が設立され、2020年9月には「第1回ベトナムフェスティバルin札幌」の開催も実現しました。2021年11月に開催された「北海道ベトナム交流会 in札幌」は緊急事態宣言下のためフェスティバル形式での開催とはなりませんでしたが、オンラインライブや動画放映を利用し開催され、相談・助言を行いました。2022年度は、「第2回ベトナムフェスティバルin札幌」の開催が予定されておりますので、相談・助言を行って参ります。

また、ベトナムのクァンニン省において従来から「北海道フェスティバル」開催の要望がありますので、両国の新型コロナウイルス感染症が収束すれば、積極的に支援を行いベトナムと北海道の交流を促進させて参ります。

その他にも、ベトナムと各地域との交流、ベトナムと北海道の相互視察、各支部における セミナーの開催、人的交流についても相談・助言を行って参ります。

(iii) 北海道モンゴル経済交流促進調査会

当調査会は2016年度以降、3回に及ぶ北海道とモンゴルとの相互経済交流を推進している組織です。これまでにも両国の経済交流に向けた環境整備を当財団の支援のもとで促進して参りました。2019年8月2日には、モンゴル・ウランバートルから千歳へのチャーター便が就航し、モンゴル政府関係者と経済界関係者が来道し記念式典を開催いたしました。

2021年度はコロナ禍のため活動はできませんでしたが、収束後には、定期便就航に向けて積極的に取り組み、官民一体となり連携を活発化させ、北海道とモンゴルの民間企業間での事業拡大や波及効果が期待できるような事業に支援を行い、経済交流が進展するよう相談・助言を行って参ります。

(iv) グローバル人材共生事業

北海道は、将来の日本が直面する課題が真っ先に表面化することから、課題先進地域といわれております。「グローバル人材との共生」という課題も北海道が直面する課題です。そこで、当財団が目指す「グローバル人材共生社会」の環境整備の先駆けとして、北海道がそのモデル地域となるべく、関係諸団体に働きかけます。北海道庁が主催する「北海道外国人材受入れ・定着・共生連携会議」の開催にあたっては、具体的な形で相談・助言を行い、支援いたします。また、グローバル人材共生社会実現のために設立された一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi)の活動に対し、相談・助言を行い、支援いたします。

(3) 国際交流等推進事業

児童・青少年の身体的・精神的健全育成のため、日本と東アジア各国の児童・青少年の相 互親善交流として学校交流、芸術・文化交流、スポーツ交流などを中心に国際交流等推進事 業を行います。

児童・青少年の年齢層に応じ日本の優れた分野を紹介する交流プログラムを提供いたします。

新型コロナウイルス感染症が収束した後には、中国の小・中・高校生の修学旅行や文化・スポーツ関連の交流の受入れについて、日本の学校生活だけでなく生活習慣や教育文化なども紹介し、相互理解と交流を深め、日中青少年交流の一助になるよう努めて参ります。

本事業の紹介のため、当財団のホームページを活用、教宣用のDVDを用いて自治体、教育委員会、大使館、領事館など幅広く活動を紹介いたします。

新型コロナウイルス感染症の収束状況にもよりますが、2022年度は再開に向けた日本・中国の調査を行い、2023年以降の再開を目指して参ります。

【公益目的事業 2】

「外国人技能実習生受入れ事業」

2022年2月末現在、241名の技能実習生受入れ実績となりました。技能実習生の日本語能力検定でN1合格者が2名誕生し、N3以上の取得者が技能実習生の半数近くとなりました。2022年3月より技能実習生の入国が再開し、このまま順調に入国が続けば、2022年度末には350名を見込んでおります。

外国人技能実習制度の趣旨を正しく理解し、実習実施者・送出し機関と協力し技能実習生が技能を適正に修得し、自立し、国際貢献に役立つよう人材育成事業を推進いたします。技能を適正に修得する状況の確認や実習実施者の取り組みを確認・指導するために計画認定申請・在留許可の申請、月1回の巡回、3ヶ月毎の定期監査などコンプライアンスを遵守して参ります。

また、実習生が技能習得のため実習に専念するだけでなく、日本語能力検定の学習支援に 今まで以上に力を入れ、当財団ならではの強みを打ち出していくとともに地域別の交流会や レクリエーション活動など、学習だけではなく受入れ企業や地域社会との交流などを進め、 「日本型多文化共生社会」の実現をめざし、技能実習制度の理解を深める努力も継続して取 り組んで参ります。

なお、技能実習期間を終了する実習生に対して、実習生本人と実習実施者の要望を聴取 し、3号(2年間)への移行、特定技能労働者への在留資格変更のサポートだけでなく、帰 国希望者には送り出し機関と連携し、帰国後の就職支援にも積極的に取り組んで参ります。 本事業は監理する実習実施者、技能実習生も増え、確実に成長を続けておりますが、技能 実習生の育成・自立が果され正しく目的を達成できるように拡充を期して参ります。

北海道札幌地区および関西地区から技能実習生受入の希望が多く、札幌事務所および関西事務所を開設致します。

Ⅱ. 収益事業

【収益事業 1】

日本と東アジアの国・地域との関係が持続的に発展すること及び文化等様々な交流の強 化促進に寄与することを目的とする事業

<u>1. 調査研究</u>

ベトナムにおける政治・経済・社会に関する調査受託事業で国際協力銀行(JBIC)から間接受託している調査受託事業を引き続きハノイのJVRC社と連携して推進して参ります。

2021年度とコロナ禍により本事業は中断しており、再開の時期を調査中です。

2. 業務受託事業

(i) 日越大学支援国内本部業務

2020年11月菅義偉首相の初の外遊先に選ばれたのがベトナムであります。菅総理は 日越大学を訪問し、講演や学生たちとの懇談を行いました。日越大学が日越両国の象徴的国 家プロジェクトであることの証であります。

当財団設立の契機となった日越大学構想は、2013年末の日越両国首相による日越共同 声明、2014年ベトナム国家主席訪日時の日越共同声明に基づき、両国政府協力のもとで 推進されている事業です。ベトナム政府は、ベトナム国家大学ハノイ校の7番目の大学とし て日越大学設立を決定いたしました。

2015年12月、内閣官房に「日越大学に関する関係省庁会議」及び「日越大学構想の推進に関する有識者会議」が設置され、2016年9月9日に開学式が開催され、大学院修士課程が開講し、2017年9月には理事会が開設されました(理事20人は日越同数。武部会長は理事に就任)。2018年7月、1期生が卒業し、東京大学をはじめ11名が博士課程に入学、その他日系企業、ベトナム企業に就職するなど極めて高い評価を得ております。

2018年9月には修士課程3期生が入学、2019年9月には4期生が入学、日本、ロシア、フィリピン、ミャンマー、ラオスの他にナイジェリア、カメルーン、コンゴなどアフリカからも留学生が入学し、国際大学として着実な地歩を築いております。また、ホアラックキャンパス建設に向けた基礎調査もスタートしました。

さらに、2020年9月には、待望の学部が開設されました。

当財団は2015年第1期契約より(独)国際協力機構(JICA)より「日越大学構想

国内支援事務局業務」を行い、2021年第3期契約まで同業務を行いました。2020年度は日越大学広報ツールとして、パンフレットとDVDの作成を支援いたしました。2021年度は、第4期契約の1年目として以下の業務を行いました。

- ① 日越大学構想の推進に関する会議実施支援
- ② 日越大学に関する広報実施支援(ポスターや留学ジャーナルなど日本からの留学 促進支援など)
- ③ 日越大学支援国内本部の設立に向けた検討支援

2022年度は、JICAとの契約が変更され、日越大学支援国内本部の業務を行うこととなり、武部勤代表理事が代表、入柿秀俊氏が副代表として以下の業務にあたります。

- ① 日越大学の将来像(新規分野の検討・助言を含む)
- ② 日越大学との関係機関の連携
- ③ 日本国内における日越大学の活動に関する広報
- ④ その他日越大学の円滑な運営や発展に向けた日本側支援に関する事項(支援国内本部評議員会の開催を含む)

(ii) モンゴル国の観光開発調査業務

2020年10月から2021年9月に、独立行政法人国際協力機構(JICA)より「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査」の事業を株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス、株式会社クニエと当財団の3社のJVで受注し、納品を行いました。コロナ禍のため、モンゴルを訪問し現地調査することが叶いませんでしたが、納品後のJICAからの評価(5段階)では、4段階「期待を上回る成果」という評価を頂きました。

本調査は、特有の遊牧文化や豊かな資源を有するモンゴル国の観光開発についての情報取集・確認調査であり、モンゴル国の観光開発方針を確認し、今後のJICAの協力プログラム案を作成することにより、東アジア全体の観光開発に資するものです。

2022年に国交樹立50年を迎える日本とモンゴル国の相互理解と友好協力関係を深めるため、本調査で提言した内容をフォローしていきます。

3. 普及啓発・情報提供

2021年度において特段の実績がありませんが、2022年度においては、コロナ禍の 状況を見ながら検討を行っていきます。

4. 相談・助言業務

公益事業における相談・助言業務と内容が重複しており、公益事業に該当しないもの を収益事業として実施して参りますが、コロナ禍の状況を見ながら検討を行っています。

5. 旅行業

国柄や国民性を正しく認識し評価すること、そしてグローバル化と国際性が求められる今日、コロナ過でその手段や方法は変化していかざるを得ませんが、「観光・旅行業」が重要であることに変わりはありません。

アフターコロナ時代に合わせ、MICE (Meetinng, Incentive, Convention, Exivition) を意識し、実体験とオンラインでの体験を組み合わせた視察旅行等の受注をめざします。 さらに、他の分野でも当財団ならではのハイレベルな情報収集、人脈を生かした手配力などを活かし、国際交流に貢献できる視察旅行を実現いたします。

【収益事業 2】

特定技能制度における特定技能労働者への支援業務

特定技能業務

入管法の改正にともない、特定技能制度が新設され、その結果、技能実習生が帰国することなく、特定技能外国人に在留資格を変更し、日本で働く場合において、受入団体の要望により登録支援機関として支援を行うことが必要な状況となりました。当財団の目的と事業に鑑み、この状況に対応し特定技能制度における登録支援機関として支援業務を行います。ただし、当面の間、当財団では技能実習生からの資格変更の場合のみを扱います。2022年度は45名を予定しております。

Ⅲ. 法人管理

公益財団法人として求められるガバナンス体制、運営や事業に対する透明性やコンプライアンス順守には、自ら今まで以上に厳しく取り組むとともに、技能実習生の監理団体として、実習実施者や技能実習生に対しても継続して法令順守を指導し、適正な監理団体の運営に努めて参ります。また、職員一人ひとりが以下の運営方針に従い、自覚を持って職務に努めて参ります。

- 1. 公益財団法人職員としての法令の遵守
- 2. 職員の業務目標・役割分担の明確化
- 3. 高い業務品質・サービスの提供
- 4. 職員一人一人の能力開発の推進
- 5. 業務のシステム化による業務効率の向上
- 6. 職員のコミュニケーションの向上
- 7. 業務の生産性の向上と職員の処遇の向上

以上